

1, 事業の名称 「災害発生時における現場事務所の被災者支援活動拠点ネットワーク化」

2, 運用手順

1 土木建築部会議に於いて、受注工事の地域性、工事期間、工事規模等を
勘案して「地域災害支援活動拠点事業所」(以下、DRB指定事業所)に
推薦する。



2 推薦を受けて、本社が指定を決定、該当工事の現場代理人に指定通知書
(様式-1)と認定標(参考図-1)を配布し通知する。



3 指定を受けた事業所は、施工計画書に実施内容を記載するとともに、
指定通知書と認定標を事務所内または安全掲示板などの見やすい位
置に掲示する。
また、地先住民への工事案内での周知及び、町内会長ならびに関係自
治体に本事業の趣旨と内容の説明に努める。



4 工事受注後、現場事務所の設営及び保管場所の確保が完了次第、備
蓄品の調達及び保管を開始する。



5 DRB指定事業所指定期間を満了した後、次の指定事業所で使用するま
での期間、仮保管する。その際に更新を迎えた物については、どこかに
配布するなど有効に利用する。

3, 備蓄品リスト

区分	品名
非常食等	常備水
	パンの缶詰
	保存用ビスケット
応急処置資材	ブルーシート
	土のう(小)
	土のう(大)
	トラロープ

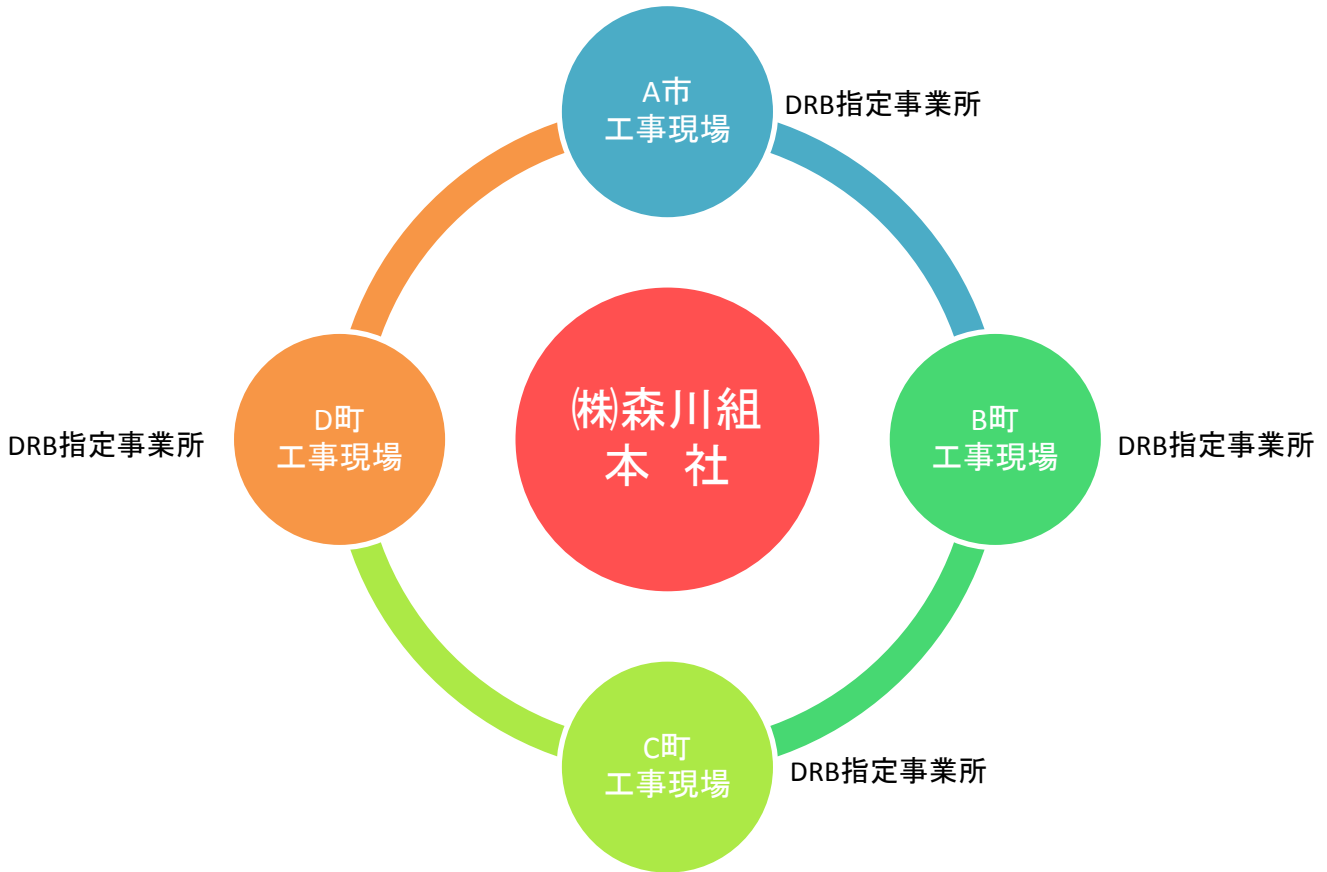
※数量は標準であり、各DRB指定事業所毎の地域性等
諸条件を勘案して数量を決めることとする。

※常備水、パンの缶詰、ビスケットの保存は、災害備蓄対応と
なっているため、5年ごとに更新するものとする。

※応急処置資材については、紫外線による劣化などを
防止した保管方法を取り、基本的に使用して発生する
不足分を補充することとする。

災害発生時における現場事務所の被災者支援活動拠点ネットワーク

本部は(株)森川組本社とし、工事場所等を考慮して「DRB指定事業所」を各地に配置する。
いずれかの地域で災害が発生し、備蓄に不足があったら、ネットワーク上の他現場より速やかに補充する。



4, ロゴマーク及び「地域災害活動拠点事業所」の認定標

I, ロゴマーク



ロゴ下の英文は、災害支援基地 (Disaster Relief Base) という意味。この頭文字を取って、DRB指定事業所とした。

II, 「地域災害活動拠点事業所」の認定標



III, 地先住民への周知看板

現場事務所前の施工体系図掲示板や森川組土木部統一万能板に、「備蓄があるので災害発生時にはお申し出ください。」などと表示する。

工事案内パンフレットに記載して、地先住民への周知を図る。